

健 健 安 第 280 号
平成 27 年 5 月 13 日

医療機関の皆さまへ

横浜市保健所長 豊澤 隆弘

「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について」の
一部改正について（依頼）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このたび、世界保健機関（WHO）による**リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言**を踏まえ、厚生労働省結核感染症課から対応の変更について通知がありました。これを受け、今後、エボラ出血熱の対応において、**渡航歴・滞在歴**の対象国を2カ国（**ギニア、シエラレオネ**）に変更いたします。ご対応のほどよろしくお願いいいたします。

（参考）厚生労働省からの事務連絡等

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

担 当：横浜市健康安全課

電 話：671-2463 FAX：641-6074

E-mail：kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp

エボラ出血熱の対応について

平成 27 年 5 月 13 日

横浜市保健所

- 1 発熱症状を呈する者へ必ず渡航歴を確認すること。
* エボラ出血熱の潜伏期間は 2 ～ 21 日（通常 7 ～ 10 日）です。
- 2 下記 2 点が確認された場合には、エボラ出血熱の疑似症患者として、直ちに保健所に届出を行うこと。

- ・ 発熱症状
- ・ **ギニア又はシエラレオネ**の過去1か月以内の滞在歴あり

- * その際には、感染症法に基づき保健所長が第一種感染症指定医療機関である横浜市立市民病院へ入院勧告を行うこととなります。
 - * 移送までの間、他の者とできる限り接触を避け、患者の待機をお願いします。
 - * 上記 2 点に当てはまる患者からの電話の問い合わせがあった場合は、自宅待機を要請し、健康福祉局健康安全課へ連絡をお願いします。
 - * 移送や受診等については、保健所が対応します。
- 3 診察時の感染防御対策の徹底
エボラ出血熱疑い患者を診察時には、標準予防策の徹底をお願いします。
特に患者が嘔吐症状を呈している場合には、接触感染、飛沫感染対策が必要となります。
- * エボラ出血熱疑い患者診察時、もしくは電話の問い合わせがあった場合には、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当
電話：6 7 1 - 2 4 6 3 (平日 8:30～17:15)
6 6 4 - 7 2 9 3 (上記時間外：緊急通報ダイヤル)
FAX：6 4 1 - 6 0 7 4

- * 厚生労働省からの事務連絡等はこちらでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>